

安衛推協第41号  
令和4年3月25日

地方公共団体の長 殿  
(安全衛生担当課扱)

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会  
理事長 淵上 俊則  
(公 印 省 略)

### 公務災害防止対策アドバイザー派遣事業について（ご案内）

平素より当協会に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、公務災害を未然に防止し、安全で快適な職場環境の形成を促進するため、公務災害に関する専門家（アドバイザー）を派遣する標記事業を令和3年度から実施しております。

本事業につきまして、令和4年度も下記のとおり実施いたしますので、ぜひともご活用くださいますようご案内申し上げます。

なお、この通知は、各地方公共団体の労働安全衛生担当課宛てにお送りしております。

#### 記

1. 事業内容 公務災害が発生した地方公共団体や、公務災害の発生が危惧される地方公共団体に対し、公務災害に関する専門家（アドバイザー）を派遣し、専門的な見地から公務災害防止に関するアドバイスを行います。  
(令和3年度は、民間企業で人事労務を担当していた労働衛生コンサルタントや元小学校教諭の産業カウンセラー等の経験豊富な講師を派遣して実施しました。)
2. 対 象 地方公共団体の事業場  
(地方公務員災害補償法が適用となる職員が常時勤務している事業場であれば、業種は問いません)
3. 費 用 **無料**（派遣に係る費用（謝金や旅費等）は当協会が負担いたします）
4. 募集期間 **令和4年4月1日（金）から令和4年12月23日（金）まで**  
(アドバイザーの派遣は令和5年2月下旬までを予定しております)
5. 申込方法 事前にお電話又はEメールにてお問い合わせいただいたうえで、実施希望日の約2か月前までに「派遣要請書」をご提出ください。実施日程を調整し、派遣の決定を行います。要請書は当協会ホームページ（<http://www.jalsha.or.jp/cyoken/koumuadvisor>）からダウンロードできます。
6. 留意事項
  - ・アドバイザーは地方公共団体が指定することもできますし、当協会で紹介することもできます。ただし、アドバイザーの謝金の額は当協会の基準によるため、謝金の額によってはお受けできない場合があります。
  - ・お申し込みは、1年度**1団体につき1回**です。
  - ・協会職員が同行します。

〔問い合わせ先〕 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課  
〒102-0083 千代田区麹町三丁目2番地 垣見麹町ビル  
電話：03-3230-2021 Eメール：choken@jalsha.or.jp